平成２２年（フ）第１４２４号
高知市鴨部１丁目19―35―６、開始決定時の住所神戸市中央区加納町２丁目９番10号―701号
破産者　野村三喜夫
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１号
神戸市東灘区北青木１丁目２番３―403号
破産者　嵯峨山健次
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９７号
神戸市須磨区大田町２丁目３番１号ココロ大田町202、従前の住所神戸市北区幸陽町２丁目12番地の９
破産者　越水きょう子こと　青木　梗子
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５号
兵庫県豊岡市日高町東芝７番地
破産者　上田　　昇
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
名古屋市緑区太子１丁目228番地の１　東丘住宅Ｄ棟104号、開始決定時の住所名古屋市天白区植田南３―118―２、住民票上の住所兵庫県豊岡市日高町東芝７番地
破産者　上田　富明
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
広島市安佐北区倉掛２丁目36番３号
破産者　北村　照男
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３０号
熊本市楠７丁目１番２―201号
破産者　田﨑　誠治
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３０６号
熊本市九品寺４丁目18番１号
破産者　近藤ゆきえ
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４０号
大分県豊後大野市大野町矢田689番地
破産者　大島みゆき
１　決定年月日　平成23年９月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１２２０号
札幌市手稲区前田５条11丁目１番25号　369ハイツ103号
破産者　福島　智之
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５０号
北海道旭川市秋月２条１丁目１番10号　新富ハイツ102
破産者　吉田　光一
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７号
北海道札幌市白石区本通４丁目北２番８―409号
破産者　安井　忠明
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１１号
北海道富良野市錦町８番45号　しらかば団地Ｃ棟303号
破産者　奥田　美和（旧姓田部）
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
群馬県高崎市塚田町230番地２
破産者　小嶋　和俊
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９７４号
横浜市磯子区滝頭３丁目３番20号　末広ハウス302号
破産者　田中　誠二
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目63番地　ハイツ追浜1004
破産者　望月　宣子
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２２１号
神奈川県厚木市妻田西３丁目24番９号　中川ハイツ102
破産者　髙橋　　勉
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２２２号
神奈川県厚木市妻田西３丁目24番９号　中川ハイツ102
破産者　髙橋もと子
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２９４号
神奈川県厚木市愛甲910番地１　コープ野村２―204
破産者　井上　　保
１　決定年月日　平成23年９月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部